

別紙2.

補完貸付先の承認取消しにかかる予告措置の概要

日本銀行は、補完貸付制度における貸付先が、その承認基準として定められている自己資本比率、資本バッファー比率の要件または流動性カバレッジ比率の要件を満たさなくなった場合、同比率の水準等^(注1)に応じ、別表のとおり貸付先の承認の取消しまたはその予告措置を講じます。

なお、予告措置を講じた場合の取扱いは以下のとおりです。

- ①予告期間中に承認基準を満たしたと認められる場合には、予告を取消します（この場合、貸付先の承認は維持されます。）。
- ②予告期間中に承認基準を満たす可能性がなくなったと認められる場合は、その時点で貸付先の承認取消しを行います。
- ③予告期間中に承認基準を満たさなかつたと認められる場合には、予告後6か月を経過した時点で貸付先の承認取消しを行います。

別表

(a) 金融機関のうち国際統一基準適用先、金融商品取引業者のうち川上連結先^(注2)および(c)以外の外国銀行

直近の自己資本(規制) 比率等	6ヶ月以内の 自己資本(規制)比率等 の見込み	措置の内容
普通株式等 Tier 1 比率 4.5% 以上、Tier 1 比率 6% 以上、総自己資本比率 8% 以上、資本バッファー比率の要件 ^(注3) を満たすことおよび流動性カバレッジ比率の要件 ^(注3) を満たすこと	—	貸付先の承認を維持
普通株式等 Tier 1 比率 4.5% 未満 1.13% 以上、Tier 1 比率 6% 未満 1.5% 以上もしくは総自己資本比率 8% 未満 2% 以上であること 資本バッファー比率の要件を満たさなくなったこと 流動性カバレッジ比率の要件を満たさなくなったこと	普通株式等 Tier 1 比率 4.5% 以上、Tier 1 比率 6% 以上および総自己資本比率 8% 以上に回復する可能性あり 資本バッファー比率の要件を満たす ^(注4) 可能性あり 流動性カバレッジ比率の要件を満たす ^(注4) 可能性あり	予告を発出
同上	普通株式等 Tier 1 比率 4.5% 以上、Tier 1 比率 6% 以上および総自己資本比率 8% 以上に回復する可能性なし 資本バッファー比率の要件を満たす可能性なし 流動性カバレッジ比率の要件を満たす可能性なし	直ちに貸付先の承認を取消
普通株式等 Tier 1 比率 1.13% 未満、Tier 1 比率 1.5% または総自己資本比率 2% 未満	—	

(b) 金融機関のうち国内基準適用先

直近の自己資本比率	6ヶ月以内の 自己資本比率の見込み	措置の内容
4%以上	—	貸付先の承認を維持
4%未満 1%以上	4%以上に回復する 可能性あり	予告を発出
同上	4%以上に回復する 可能性なし	直ちに貸付先の承認を 取消
1%未満	—	

(c) 外国銀行のうちその母国において「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」(1988年7月バーゼル銀行監督委員会)または「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化:改訂された枠組」(2004年6月バーゼル銀行監督委員会)に基づき定められた規制の適用を受ける先

直近の自己資本比率	6ヶ月以内の 自己資本比率の見込み	措置の内容
8%以上	—	貸付先の承認を維持
8%未満 2%以上	8%以上に回復する可能性あり	予告を発出
同上	8%以上に回復する可能性なし	直ちに貸付先の承認を 取消
2%未満	—	

(d) 金融商品取引業者、証券金融会社および短資業者

直近の自己資本(規制) 比率	6ヶ月以内の 自己資本(規制)比率の見込み	措置の内容
200%以上	—	貸付先の承認を維持
200%未満 100%以上	200%以上に回復する 可能性あり	予告を発出
同上	200%以上に回復する 可能性なし	直ちに貸付先の承認を 取消
100%未満	—	

(注1) 数値基準のほか、自己資本比率または資本バッファー比率が実質的に要件を下回るとみられる、もしくは流動性カバレッジ比率が実質的に要件を下回るとみとめられる、またはその他信用力が十分でないと認められる特段の事情もしくは別表に掲げる事項の検証結果等を踏まえて流動性リスク管理が適切でないと認められる特段の事情がないことも判断材料とする。

(注2) 金融商品取引業者が特別金融商品取引業者であって、その親会社が最終指定親会社である場合(バーゼル基準採用先)には、最終指定親会社にかかる連結自己資本規制比率。なお、このケースに該当する金融商品取引業者の単体および川下連結自己資本規制比率は(d)の基準に従います。

(注3) 資本バッファー比率または流動性カバレッジ比率が法令に定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、要件を満たすものとみなす。

(注4) 資本バッファー比率または流動性カバレッジ比率が要件を満たすとは、6か月以内に法令に定められた水準に回復する、またはその水準を満たすよう着実に改善すると認められることをいう。